

第 20 号議案

桶川市部活動地域移行検討協議会設置条例

(設置)

第 1 条 桶川市立中学校（以下「学校」という。）における部活動の在り方及び地域移行に関し必要な事項を検討するため、桶川市部活動地域移行検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において「部活動の地域移行」とは、学校における持続可能な部活動の実現及び教員の負担軽減を図るため、その活動の場を学校から地域に段階的に移行する取組をいう。

(所掌事務)

第 3 条 協議会は、桶川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 学校における部活動の現状及び課題に関すること。
- (2) 部活動の地域移行の推進に係る体制の整備に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、部活動の地域移行の推進に関し教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 4 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内においてスポーツの振興に関する活動を行う団体を代表する者
- (3) 市内において芸術又は文化の振興に関する活動を行う団体を代表する者
- (4) 学校の校長、教員その他の学校関係者
- (5) 学校に在学する生徒の保護者を代表する者

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第8条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、協議会主管課において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 桶川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年桶川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正前				改正後					
別表(第1条、第5条関係)				別表(第1条、第5条関係)					
区分	報酬の種類及び額 (円)		費用弁償 (円)	旅費の額	区分	報酬の種類及び額 (円)		費用弁償 (円)	旅費の額
略					略				
公共下水道事業審議会委員	日額	6,000	700		公共下水道事業審議会委員	日額	6,000	700	
					部活動地域移行検討協議会委員	日額	6,000	700	

令和6年2月21日提出

桶川市長 小野克典

提案理由

部活動の地域移行並びに地域におけるスポーツ及び文化に係る環境の一体的な整備の推進を図るため、桶川市部活動地域移行検討協議会を設置することについて、必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。